

# 松田町立寄小学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめ防止に関する基本的な姿勢

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。また、いじめはどの児童にも起こりうるもの、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるものです。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大切にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティーづくりに努め、いじめの問題を克服することを目指します。

### (2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。（行為を行った児童等が、冗談やからかい、その気がなく行った場合でも、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じたら、「いじめ」とします。）

### (3) いじめの禁止

本校児童は、いじめを行ってははいけません。

### (4) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組みます。

また、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

### (5) いじめの基本認識

- いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものであること。
- いじめは人権侵害であり、「人として絶対に許されない」との強い認識をもつこと。
- いじめられている児童の立場に立った親身の指導を行うこと。
- いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりを有していること。
- いじめは教職員の児童観や指導のあり方が問われる問題であること。
- いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題であること。

## 2 いじめの防止等に関する内容

### (1) いじめの未然防止のための取り組み

- わかる授業づくりを推進し、すべての児童が参加・活躍できるよう、指導方法を工夫します。
- 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じて道徳教育、人権教育を充実させるとともに、読書活動や体験活動等を推進します。
- 朝会や集会、学級活動などでいじめの問題にふれる機会をつくり、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成するとともに、児童委員会を中心に児童の主体的な活動を展開します。
- 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進し、規律ある学級づくりを行います。
- 交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民、その他の関係者との連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。
- 全職員がいじめの形態や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- 児童の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、児童とかわる時間を多くするように努めることで、児童との信頼関係を確立します。

## (2) いじめの早期発見のための取り組み

- 全職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けます。
- 毎月開催する児童指導委員会において児童の様子で気になる点を情報交換し、支援の必要がある場合や相談・通報のあった事案は、「いじめ防止検討会議」を通して情報の共有に努めます。
- いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施します。
  - ①児童対象学校生活アンケート調査 年1回(11月)
  - ②児童対象いじめアンケート調査 年3回(6月、11月、2月)
  - ③個人面談を通じた学級担任による児童からの聴き取り調査 年3回(6月、11月、2月)
- 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行います。
  - ①スクールカウンセラーの活用
  - ②いじめ相談窓口(教育相談コーディネーター)の設置
  - ③いじめについての相談窓口の周知
 

いじめ110番(県立総合教育センター教育相談センター)	0466-81-8111(24時間・毎日)
人権・子どもホットライン(県立総合療育相談センター)	0466-84-1616(9~20時・毎日)
- 相談・通報のあった事案は「いじめ防止検討会議」を通して、情報の共有に努めます。
- いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

## (3) いじめの早期解決のための取り組み

- 全職員でいじめの早期解決にむけた対応を協議し、的確な役割分担をして問題の解決にあたります。
- いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。

- いじめに係る相談を受けた場合は、情報収集を綿密に行い、すみやかに事実の有無を確認します。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- いじめを受けた児童が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた児童に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じます。
- いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- いじめを受けた児童の心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取りながら指導します。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、町教育委員会及び松田警察署等と連携して対処します。

#### (4) インターネット上へのいじめの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

### 3 「いじめ防止検討会議」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止検討委員会」を設置し、学期に1回程度開催します。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

#### (1) 「いじめ防止検討会議」の構成

校長、教頭、総括教諭、児童指導担当、教育相談コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

※検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

#### (2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取り組み内容の検討（基本方針・年間計画の作成・実行・検証・修正）
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

#### 4 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがあると認められる場合、児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合は、町教育委員会を通じて町長に報告し、町教育委員会と協議の上、「いじめ緊急調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

##### (1) 「いじめ緊急調査委員会」の構成

校長、教頭、総括教諭、当該学年教諭

※事案内容により構成員については町教育委員会と検討し、校長が任命します。

※構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

##### (2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・いじめを受けた児童やその保護者に対する、調査によって明らかになった事実関係の迅速・適時・適切な情報提供・説明
- ・松田町教育委員会への調査結果報告
- ・所見をまとめた文書による調査結果報告の提出（いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合）

#### 5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取り組みを評価します。

- ・いじめの早期発見に関する取り組みに関すること
- ・いじめの再発を防止するための取り組みに関すること

平成26年2月14日制定

平成29年4月3日改訂

平成30年4月3日改訂

平成31年4月5日改訂